

平成 25 年 11 月の国への要請事項

1 原子力災害対策指針の充実・強化

(1) UPZの外の地域における防災対策

- ・ 継続検討事項とされているPPA（甲状腺被ばくを避けるための防護措置を実施する地域）について、具体的な範囲や当該地域における防護措置の内容を早急に示すこと。
- ・ 1週間程度内に一時移転を必要とする毎時20マイクロシーベルトを超える地域が、福島第一原発事故時に30kmを越えて現れたことに鑑み、このような地域における防災対策の内容を示すこと。
- ・ 地方自治体が講ずるUPZの外の地域に対する原子力防災対策について、所要の財源措置を行うこと。

(2) 緊急時モニタリング体制の整備

- ・ 避難等の防護措置の実施に当たって必要となる緊急時モニタリングの具体的な実施方法や、中期モニタリング及び復旧期モニタリングのあり方について、UPZの外の地域における対応も含め早急に示すこと。

(3) 安定ヨウ素剤投与の判断基準と具体的な配布方法

- ・ 継続検討事項とされている、PAZ（予防的防護措置準備区域：概ね5km）の外の地域における安定ヨウ素剤投与の判断基準や、屋内退避等の防護措置との併用のあり方について、早急に明らかにすること。
- ・ 事前配布を行わないPAZの外の地域における安定ヨウ素剤の配布や服用に関し、屋内退避時の対応や、関与すべき医師の対応について、具体的な内容を示すこと。また、医師が関与できない場合における、適切な配布・服用の方法を具体的に示すこと。

(4) 実効性のある放射性物質の拡散予測

- ・ SPEEDIの予測精度を向上させるなど、より実効性のある放射性物質の拡散予測体制を構築すること。

(5) 広域避難に係る国の役割

- ・ 県境をまたぐ広域避難を円滑に実施するため、避難先の確保に係る調整について、国が主体的な役割を果たすこと。

(6) 緊急被ばく医療体制の整備

- ・ まずは、UPZ内における緊急被ばく医療体制の考え方を具体的に示すとともに、UPZの外の地域についても身体除染や健康相談等のあり方を示すこと。

(7) 有効な除染手法の確立

- ・ 有効な除染手法を早期に確立するとともに、指針や地方自治体向けマニュアルへ除染に関する具体的な内容を示すこと。

2 新規制基準による原子力施設の安全性の確保

(1) 福島第一原発事故の徹底的な検証と新規制基準の継続的な検証

- ・ 政府、国会及び民間の事故調査・検証委員会等の検証で未解明部分とされた地震動による設備への影響、高経年化による影響等についての徹底的な検証と女川原発との比較分析、及びこれらを踏まえた新規制基準の継続的な検証を行うこと。

(2) 新規制基準の厳格な適用と分かりやすい説明

- ・ 新規制基準を厳格に適用した審査を行うとともに、その結果について国民全体に分かりやすく説明すること。

(3) 原発敷地内の破砕帯調査の速やかな実施

- ・ もんじゅや美浜原発などの破砕帯について、速やかに調査し結論を出すこと。

(4) 安全性を確保するための設備・機器のマネジメント体制の審査

- ・ 新規制基準案で設置を求める多くの設備・機器に関し、その手順書整備、適切な人員配置、研修・訓練の実施などについて厳格に審査すること。

3 再稼働の判断に当たっての丁寧な説明

- ・ 再稼働に当たっては、安全性やエネルギー政策上の必要性等について、国民全体に丁寧に説明すること。
- ・ 地方自治体への説明など再稼働に係る手続きについて、ルール化して示すこと。